

日韓関係の歴史認識問題への一視角

徐 賢 變

An Analysis of Conflicting Viewpoints on Historical issues in Japan-Korea Relations

Hyun-seop Seo

I. はじめに

日韓関係は複雑でデリケートである。1998年10月、金大中大統領と小渕恵三首相が「新しい日韓パートナーシップ共同宣言」を発表し、さらに2002年のワールドカップの共催が両国の市民レベルからも幅広く支持され、かつてないほど良好な関係が構築されたかに見えた。この流れを強化すべきとの認識から、小泉純一郎首相と盧武鉉大統領は2005年を「友情の年」と決め、両国関係をさらに発展させる飛躍の年にしようとした。

しかし、国交正常化が成し遂げられてから40年も後に、今さら「友情の年」と銘打たねばならない両国の関係は、逆説的にまだ「正常化」されていない側面があることを暗示している。このため、はたしてこの事業が思惑通りの進展を見せるのかとあやぶむ向きも少なくはなかった。だが、思いがけず「冬のソナタ」などの韓国ドラマが日本で熱い「韓流ブーム」を巻き起こした。これによって、「友情の年」が日韓関係に新たなる地平を開く幕開けとなるのではないか、との期待が高まった。

しかし皮肉なことに、2005年3月に島根県議会において「竹島の日」条例が成立し、また小泉首相の靖国神社参拝や、歴史教科書問題を契機として、「友情の年」は一転して「相克の年」へと変質してしまった。韓国政府は、竹島（独島）問題を国際紛争化しようとする日本の一連の措置に対して、対日外交ドクトリンを公表した。また盧武鉉大統領は自ら韓国国民に向けて「韓日関係に関する国民への手紙」を発表し、断固たる対日外交政策を表明するに至った。一方、小泉首相は靖国神社参拝に関する大阪高等裁判所の違憲判決、慎重な対応を望む日本の国内世論⁽¹⁾、韓国や中国からの抗議にもかかわらず、2001年の首相就任以来靖国神社への参拝を継続してきた。

このように行き詰った関係を打開すべく、2005年6月と11月に日韓首脳会談が2回開催された。しかし結果は歴史認識の違いが浮き彫りになったにすぎず、指導者レベルの信頼関係が崩壊してしまった。日韓の軋轢と対立の先鋭化は、日韓双方にとって望ましいことではない。北朝鮮の核問題の平和的解決や、東アジア地域の平和と繁栄という点で、日韓関係の悪化は明らかに否定的な影響があるだろう。幸いなことに、安倍新政権の発足を契機に日韓首脳会談が再開され、日中関係とともに日韓関係もまた改善のきざしが見え始めている。まことに日韓関係は一筋縄ではいかない。もつれた糸を解きほぐすには、その源流を歴史的にも探らねばならないだろう。

本稿は、日韓の歴史認識問題を、主として外交史的にトレースする。そしてなぜ両国間で歴史認識に大きな心理的ギャップが生じやすいのかという疑問に対し、一つの視角を試論として提供したい。東アジアにおいて日韓両国が対等なパートナーシップを構築してゆく前提として、歴

史認識の問題は避けて通れない喫緊の解決すべき課題である。日韓両国が戦前から無意識に引きずってきた古い歴史観を、ここで徹底的に検証し、剔抉することが、日韓両国の歴史認識問題のギャップ解消に必要不可欠と考えるからである。

- (1) 2004年11月30日付朝日新聞の世論調査によると、小泉首相の靖国神社参拝について、「続けた方が良い」は38%、「止めた方が良い」は39%で見方が割れた。しかし参拝の継続を望む人の60%近くが、中国や韓国には配慮が必要と答え、首相に慎重な対応を求める世論が多くかった。

II. 相反する日韓の歴史認識の源流

(1) 『日本書紀』の韓国觀

『日本書紀』と福沢諭吉（1834～1901）の「脱亜論」は、日本人の朝鮮半島に対する歴史認識の形成に、少なからぬ影響を及ぼしてきた。いまだにごく一部ではあるが、教科書にその影響が見られる。1995年ごろから出てきた「自由主義史觀」を標榜する「新しい歴史教科書をつくる会（つくる会）」⁽²⁾が主導する扶桑社発行の中学校の歴史教科書は、2001年に統一して2005年版でも、日本の侵略戦争を美化し、韓国史を従属と他律の歴史と歪め、日本の相対的な優越性を示している。

たとえば古代史では、日本の学界でも疑問視されている任那日本府説を、史実のように地図とともに掲載している（32頁）。さらに朝鮮半島を通じて中国の進んだ文化が日本へもたらされたのは、大和朝廷が朝鮮半島の政治に積極的に関与した結果であり、百済が仏像・經典などを大和朝廷に献上したことでの仏教が日本に伝來したと記述している（33頁）。このような説明は、朝鮮半島の諸国を日本の属国と見なす発想であり、文化伝来における新羅・百済などは、いわば郵便配達夫の役割にすぎないと、貶める意図があるようだ。

また、高句麗が隋・唐など中国の侵略に打ち勝った民族的な自立性と、朝貢の文化的・交易的な側面は無視し、唐に朝貢していた新羅（42頁）、中国に朝貢していた朝鮮（148頁、163頁）など、朝貢の部分を繰り返し強調することで、韓国人の自立性を貶める一方、日本を中国に朝貢していた朝鮮の近代化を援助した国として描写している。海に浮かぶ島国である日本に向けて大陸から一本の腕のように朝鮮半島が突き出ているので、朝鮮が他の勢力圏に置かれるのは日本の安全保障にとって致命的な脅威になりかねない。したがって日本は、朝鮮半島の動向に注意を払わねばならなかったと、暗に日本の朝鮮強奪を合理化しているかのようだ。

このような韓国史に対する歪曲の源流は、『古事記』と『日本書紀』に遡る。『日本書紀』によれば、日本の始祖神とされる天照大神の弟のスサノオノミコトは寧猛で、高天原から追放されて新羅のソシモリに降り、朝鮮の始祖神になったとされる⁽³⁾。日本はこの神話を、日清戦争で勝った頃から、朝鮮の侵奪を念頭において大々的に宣伝し始めた。植民地時代、朝鮮総督府は、スサノオの降臨説を韓国の初等学校の教科書に載せた。そして日韓両民族はそもそも同じ神の子孫であるとの「日鮮同祖論」を叩き込み、同化政策の推進に利用した⁽⁴⁾。

また『日本書紀』にある神功皇后による三韓征伐説にも問題がある。史料が明瞭ではない古代において、神功皇后が新羅・高句麗・百済を屈服させ、これを管掌する内官家屯倉を設置したとの説話が、長々と叙述されている。この説話は任那日本府の根拠となり、豊臣秀吉（1537～98）の朝鮮侵略の誇大妄想へつながる。さらに江戸時代の国学をへて、明治時代には「征韓論」が浮上する。かくて日本では、この説話が朝鮮強奪を正当化する理屈として連綿と利用され続けて

きた。学問的な実証性を欠くこの説話は、史実ではなく虚構である。それにもかかわらず、この説話は戦前までの日本人の頗在意識に、戦後は一部の日本人の深層心理に生き続けている。朝鮮半島の問題を考察する場合に、日本人の朝鮮観の源流となってきたようだ⁽⁵⁾。

『日本書紀』の基調は、朝鮮半島の諸国を蕃国と見なすもので、いわば日本版の小中華思想である。このような書紀の記述に関しては、日本人の学者も疑義を呈していた。たとえば津田左右吉（1873～1961）博士は、1910年代に『神代史の新しい研究』や『古事記及び日本書紀の研究』を通じて、『日本書紀』の神代神話は、皇室の支配を正統化するため後世に創作されたものであると明らかにした⁽⁶⁾。明治維新以来、天皇主権下で国粹主義が勃興していくさなかにも、「国体」や「日本精神」の観念に抗しうる、このような学問的な研究が日本では早くから萌芽していたのは注目に値する。

1984年9月、韓国国家元帥として最初に日本を公式訪問した全斗煥大統領の晩餐会で、昭和天皇は注目すべきお言葉を述べられた。すなわち「わが国は、貴国との交流によって多くのことを学び、とくに紀元6・7世紀の日本の国家形成期に多数の貴国人が渡来し、学問・文化・技術等を教えたという重要な事実がある」⁽⁷⁾と。これは単なる外交的修辞ではなく、日本の文献に基づき古代韓国文化の先進性を評価されたものである。

明仁現天皇は2001年12月、68歳の誕生日を迎えた記者会見で、桓武天皇の生母が百濟の武寧王（在位501～523）の子孫であると『続日本紀』に記されているので、韓国とのゆかりを感じるとのお言葉を述べられた。百濟王を祖先とする桓武天皇の生母・高野新笠のことは、歴史学界では戦前から注目されていたが、戦中はタブー視されていた。天皇が公の席でこの史実に言及されるのは、きわめて異例のことであった⁽⁸⁾。

日本の古代国家形成に、先進的な朝鮮半島の文化が大きな影響を与えた事実は、概して日本の歴史では隠蔽されてきた。そして『古事記』や『日本書紀』の記述では史実を逆転させ、古代日本が半島を支配したとの政治的イデオロギーと化して、中世・近世に至るまで受け継がれた。近年に至り、神功皇后の三韓征伐説や任那日本府説が、潤色された架空の説話であることが明らかにされてきている。それでもなお古代以来語り継がれてきた説話は、いまだに一部の日本人の深層心理に潜在しているかのようだ⁽⁹⁾。

- (2) 1995年1月藤岡信勝教授らは、自由主義史観研究会を発足した。その基本的な姿勢は、東京裁判をすべて肯定する東京裁判史観ではなく、先の戦争を太平洋戦争でも大東亜戦争でもない正義の戦争とし、自由主義史観に立つとしている。
- (3) 坂本太郎他校注『日本書紀』（上），岩波書店，1967，126頁。
- (4) 朝鮮総督府刊行『初等国史』，1937年，3頁。
- (5) 三宅秀利著『近世アジアの日本と朝鮮半島』，朝日新聞社，1993，171頁。
- (6) 津田博士は1940年、皇室を冒涜した著述を刊行したとの理由で、禁固3ヶ月の刑を受け、彼の主要な著書は発売禁止処分とされた。
- (7) 韓国外交通商部『日本概況』（付録），2004，90頁。
- (8) 上田正昭教授は1965年、『帰化人』で高野新笠を取り上げたことで、右翼から国賊などと非難を浴びせられたという。朝日新聞2002年1月16日。
- (9) 三韓征伐の説話は、北九州や山口県に多く伝わっている。神功皇后を祭神とする神社は、山口県には138社、九州には196社もある。九州のなかの朝鮮文化を考える会編『九州のなかの朝鮮』，明石書店，2002，40頁。

(2) 脱亜論

「脱亜論」とは、明治時代の啓蒙思想家であり教育者であった福沢諭吉が、1885年3月16日の「時事新報」に発表した論説である。この論説は、日本がアジアの立場を離れ、欧米諸国とともにアジア諸国に侵略しながら日本の近代化を目指すという趣旨に集約できる。2000字程度の短い論説であるが、近隣諸国を見る日本の民族意識と、政府の対アジア政策に決定的な影響を与えたものと言える。

福沢は、梶村秀樹（1935～89）教授が指摘するように、朝鮮問題に関して「最も悪質な偏見の持ち主」であった⁽¹⁰⁾。福沢は「脱亜論」のなかで、朝鮮と中国を「東方の悪友」と決めつけ、両国との断絶を主張した⁽¹¹⁾。「亞細亞東方の悪友を謝絶するものなり」というのは、一見すると防衛的な言説のようではあるが、じつはこれは福沢のアジア否定と、さらにはアジアへの侵略と植民地支配へ導く論理であった。彼は同年8月13日の「時事新報」に「朝鮮人民のために其の国の滅亡を賀す」という論説を掲載し、朝鮮にとって自国の滅亡こそが幸福であると主張した。

福沢の韓国認識は、蔑視観、韓国史の停滞性、韓民族滅亡論に要約できる⁽¹²⁾。韓国史の停滞性とは、韓国の歴史においては欧米や日本の歴史が示しているような内在的な発展がなく、大陸または海洋勢力によって他律的に動かされてきたとの他律史観と表裏の関係にある。このような歴史観は、日本が朝鮮半島の支配を正当化するために、日本人学者が作り出した思想の核心である「朝鮮の歴史の他律性と停滞性」の端緒となった。

韓国史は、植民地主義史観とは異なる内在的な発展の過程を経ており、中国からの外圧や侵略に直面しながらも、数千年にわたって継続してきたダイナミックな社会発展を示している。中国を300年近く支配した満州族の言語や文化が、中華文明によって跡形も無く消えてしまったのに反し、韓国人が独自の民族としてのアイデンティティを保持してきた点だけを見ても、韓国史を他律と停滞の歴史と決めつけるのは早計であることがわかる。

明治時代の日本の脱亜入欧と富国強兵の政策は、やがて日本の悲劇的な敗戦として帰結した。戦後の1957年、日本の外務省が最初に発行した『外交青書』は、「国連中心主義、アジアの一員、自由主義陣営との協力」という外交三原則を打ち出した。戦後の日本は、脱亜に代わって入亜、富国強兵の代わりに富国輕武装を目指して、敗戦からわずか40年で世界第二の経済大国として浮上し、国際舞台で強い発言力を有するに至った。

ちなみに最近の日本は、脱亜入欧路線の第二ラウンドに入ったようにも感じられる。小泉政権は歴史認識に関して韓国と中国の抗議をよそに、A級戦犯が祀られている靖国神社への参拝を繰り返す一方、対米一辺倒の外交政策を通じて軍事大国・政治大国化を図っていたようであるが、政府の対米政策に対して世論は必ずしも好意的ではなかった⁽¹³⁾。幸いに、2006年9月に発足した安倍内閣は、さっそく首相自ら中国と韓国を相次いで訪問するなど、今のところアジア重視の姿勢を鮮明にしている。

(10) 梶村秀樹著『朝鮮史と日本人』、明石書店、1992、36頁。

(11) 脱亜論の結論は、「其支那朝鮮に接するの法も、隣国なるが故にて特別の会釈に及ばず、正に西洋人が之に接するの風に従て処分す可きのみ。悪友を親しむ者は、共に悪名を免かる可らず。我れは心に於て亞細亞東方の悪友を謝絶するものなり」というものである。

(12) 韓相一『日本知識人と韓国』、図書出版オルム、2000、58～66頁。

(13) 2004年10月18日の朝日新聞によると、小泉首相の対米姿勢を「評価する」は33%で、「評価しない」の53%を大きく下回っていた。

(3) 韓国人の日本觀の源流

朝鮮半島の人々の伝統的な觀念では、日本という国は文化的關心の対象ではなかった。それどころか彼らは日本人を好戦的な侵略者と見なし、できる限り最低限の關係を維持するにとどめようとした。日本を倭国、日本人を倭人と呼び、日本を蔑む傾向が根強かった。他方、日本にとっては、朝鮮半島に存在する国は重要な關心の対象であった。『日本書紀』に外国名が出てくる回数は、総数1343のうち朝鮮半島の諸国が1206回、中国大陆の諸国が137回である。一方、13世紀に編纂された韓国の史書『三国史記』には、日本関係が40余回、『三国遺史』には、わずか10回しか言及されていない⁽¹⁴⁾。しかもその内容の大部分は、倭人らが辺境を侵し略奪行為を働き、多数の民を強制連行した、という否定的な記述である⁽¹⁵⁾。

この「倭」という語彙の初見は、前漢時代の『漢書』で、その地理史に「樂浪海中に倭人あり、分かれては百余国を為す。歲時を以て來たり献見すと云う」とある。また『後漢書』倭伝にも、後漢の光武帝が倭奴の朝貢使に金印を与えたという記録が見られる。さらに『三国志』の「倭志東夷傳」などでも「倭」という字が散見できる。日本人自らも、対外関係において7世紀中盤までは、日本を倭と称していた。

韓国側の七支刀・広開土王碑などでは、日本と日本人を指す場合には例外なく倭国と倭人という言葉が用いられているが、これは中国での呼び方を踏襲したものと見られる。日本は律令体制を備えながら大和と称したが、7世紀末から正式な国号として「日本」が国名とされた。日本では次第に倭の呼称は消えてしまったが、朝鮮半島では依然として倭寇・倭乱などのように「倭」という文字が広く使われていた⁽¹⁶⁾。とくに朝鮮王朝時代には、壬辰倭乱（文禄・慶長の役）の歴史的な記憶が鮮明に残っていたため、日本という正式な国号より倭国の呼称が一般的に常用されてきた。

江戸時代の1607年から1811年にかけ、日本を12回訪問した朝鮮通信使の日本見聞録である『使行録』でも、京都を倭京、天皇を倭皇などと表記している。当時の日本の儒者には、朝鮮の知識人が倭国、倭人と蔑むことに憤慨する者もいた。1719年の朝鮮通信使の製述官として訪日した申維翰（1681～？）は、江戸時代の最も朝鮮通の外交官であった雨森芳洲（1668～1755）⁽¹⁷⁾から、倭字使用について厳しい抗議を浴びせられた。

雨森は、「朝鮮人の撰する文集などを見るに、日本に及ぶことは必ず倭人・倭賊・蛮夷と称し、醜蔑狼藉言うに忍びないものである」と憤慨してみせた。また、朝鮮文集を目にした將軍徳川家宣（1662～1712）が、群臣に向かって「あにはからんや朝鮮が我を侮るに至らんことを」と怒りを表し、終生憾みに思っていたと言い、次第に怒氣さえ露わにして今後我を呼ぶのに日本・日本人と言って頂きたいと注文した。この抗議に対し、申維翰は「貴國に倭の名あるはすでに久しい。何をもって憾むのか。貴國では朝鮮人を呼ぶのに唐人といい、朝鮮の筆帖に題して唐人筆蹟というのは如何なる意図なのか」と応じる一方、日本人を倭人・倭賊と呼ぶのは、おそらく壬辰倭乱以降の文集に出ているのであろうとして、喧々諤々と論ずることなく打ち切りにした⁽¹⁸⁾。

日本の対朝鮮外交における表裏不同な態度は、朝鮮通信使に関連しても如実に表れている。1607年における第1回目の朝鮮通信使訪日の際、第2代將軍徳川秀忠（1579～1632）は、正使に対し「感悦に堪えない」とその歓待ぶりを示した。しかしながら国内的には、朝鮮通信使を日本の武威に屈服したかのように見せかけ、その二重性を示した⁽¹⁹⁾。

日本人の潜在意識には、『古事記』や『日本書紀』などに影響されて歪んだ歴史認識が、これまで連綿と受け継がれてきた。他方、韓国人の潜在意識には、ともすれば日本の歪んだ歴史認識を前提として日本人を軽蔑する倭人觀があり、これまた連綿と受け継がれてきた。このことが、両国関係が緊張し、潜在意識のエネルギーが一定の臨界点を超える時、両国人の顕在意識にしば

しば強い嫌韓・反日感情として噴出する根源となっている。

- (14) 井上秀雄『古代日本人の外国観』、学生社、1991、84頁。
- (15) 倭兵の出現の記述は、主に『三国史記』の「新羅本紀」に集中している。
- (16) 1970年代半ばころまで、韓国では日常的に日本食を倭食といった。今でもなお日本人を指す場合、「倭人の奴」と呼ぶ人もいる。
- (17) 雨森は釜山倭館に勤務する間に朝鮮語に練達し、朝鮮事情に通ずるようになった。彼は対朝鮮外交の指針書とでもいべき「交隣提醒」を著し、日朝関係においては、お互いに欺かず争わず真実をもって交わる、つまり誠信の交わりを主唱した。詳細は徐賢燮著・金容權訳『日本の底力』、光文社、1995、80~84頁参照。
- (18) 民族文化推進委員会刊行「海遊録」(下)『国訳海行摠載』、1974、98~99頁。
- (19) 荒野泰典『近世日本と東アジア』、東京大学出版会、1998、235頁。三宅英利、前掲書、65頁。

III. 日本の謝罪・反省の封印装置

日本はかつてアジアに侵略し、とくに朝鮮半島には植民地支配を強行した厳然たる歴史的事実がある。しかしこれに関して、大方の日本人と韓国人では、その歴史認識に関してかなりの心理的ギャップがある。これが日韓関係にしばしば緊張をもたらす一因となっている。その根源は、日本が真摯で徹底した反省をすることなしに、戦後処理を終了させたことにある。すなわち、日本に対する反省・賠償の要求を封鎖した、実に巧妙な制度的装置が設けられたのである。

ここではそれを、昭和天皇の戦争責任を不問に付した東京裁判、日本に対する寛大な講和を規定したサンフランシスコ講和条約、の2項に分けて検証したい。これらのイベントが、日本人が過去の歴史を直視する障害になっていると考えるからである。

(1) 東京裁判

東京裁判は第二次世界大戦後、連合国が日本人の重大犯罪人を対象として行なった戦争裁判で、極東国際軍事裁判が正式な名称だが、東京で行なわれたため東京裁判と通称されている。東京裁判では、原告はアメリカ・イギリス・フランス・ソ連などの11カ国、被告は東条英機（1884~1948）、元首相以下、政界ならびに軍部の指導者であった。1946年5月3日に開廷され、48年11月12日まで約2年6ヶ月間にわたった裁判で、平和に対する罪（A級戦争犯罪）、通例の戦争犯罪、人道に対する罪が掲げられた。

起訴に先立ち、連合国間では天皇の戦争犯罪を訴追しようとの動きもあったが、結局天皇の戦争責任は問われなかった。裁判の結果、東条元首相らの7名が絞首刑、小磯国昭朝鮮総督ら18名に終身禁固刑が宣告された。

東京裁判は、昨今問題になっている日本の右翼政治家らの国粹的な発言を根源的に封じ、日本の歴史認識の転換をもたらす絶好のチャンスでもあった。しかしこの裁判で、日本のアジアに対する侵略行為や、朝鮮半島の植民地支配に対する責任追及は完全に排除された。これは、日本人のアジアおよび韓国に対する敗戦前の認識を温存させる一因となった。

朝鮮の独立を弾圧した植民地支配の蛮行なども、一度は人道に対する罪として訴追が検討されたものの、結局犯罪としての起訴は見送られた。その主たる理由は、裁判を執り行う側にも植民地の保有国が含まれていたため、東京裁判で日本の植民地支配それ自体を糾弾するのは得策では

ないと判断されたからである⁽²⁰⁾。

この結果、東京裁判は、すべての戦争責任を少数の被告、とくに陸軍を中心とした軍部に負わせることで、天皇の責任と国民自身の戦争協力の問題をすっぽり度外視する結果となった。国民は戦争の犠牲者なのだという、加害者意識をまったく欠いた被害者意識だけが形成され、それが日本人の過去の戦争観の基底となってしまった。責任は一部の軍事指導者だけにある、という見事な責任転嫁の論理である。

大日本帝国の大元首であり、最高の軍統帥権者であった昭和天皇に対する責任追及は、日本の植民地支配と戦争責任の全体像を明らかにする原点でもあった。にもかかわらず、天皇は起訴されなかったどころか、証人としての採択すらされなかった。もちろん天皇の戦争責任を問う国内外からの動きがまったくなかったわけではない。日本国内でも、国民は戦争の犠牲者であるという意識が、開戦を裁可した天皇の責任を追及する意識に発展する可能性はあった。

他方、日本の敗戦直前の時期に米国で実施された世論調査では、天皇を処刑せよという意見が33%，裁判でその処遇を決定すべきが17%，終身刑が11%，追放が9%という結果が出ていた⁽²¹⁾。米国では、開戦通告前に奇襲攻撃をしかけたとして真珠湾の責任を問う意見が多かった。

1945年12月、米国の統合参謀本部は、マッカーサー (Douglas MacArthur, 1880~1964) 連合国軍最高司令官に、天皇に対する戦争犯罪訴追の可能性、およびそれに関する証拠資料の収集を命ずる秘密訓令を打電した。これに対してマッカーサーは、天皇が戦争中の政策決定に実質的に関与したという明白な証拠は見出せず⁽²²⁾、逆に天皇を戦犯として裁こうとすれば、日本人の猛烈な反発を招き、日本の共産化を促す恐れがあると報告した。天皇を訴追した場合、予想される日本人の抵抗を制御するためには、駐留軍百万人以上の長期駐屯が必要になるとして、マッカーサーは天皇の戦犯処理に強く反対した。この主張が通り、日本の占領統治にとって天皇の利用価値があると認められたことが、天皇の戦争責任の免責につながった。そして天皇は、戦後においても、日本国および日本国民の統合の象徴としての役割を担うことになった。

東京裁判は、本来ならば一次裁判であり、二次・三次裁判が予定されていた。しかしながら東アジアにおいて米ソ対立の冷戦構造が定着しつつ時期で、アメリカは日本の戦争責任を追及するよりも、むしろ日本を同盟国の一員として強化する政策転換⁽²³⁾を取り、二次・三次裁判は放棄された。

1989年1月、昭和天皇の崩御を機に、それまでタブー視されていた天皇の戦争責任論が国会で取り上げられた。1989年2月14日、参議院の内閣委員会で、飯田忠雄公明党議員は、味村治内閣法制局長官に対し、天皇は法律上戦犯でありうるかとの趣旨の質問をした。味村長官の答弁は、天皇には国内法上の責任がないのみならず、国際法上の問題も東京裁判ですでに結論が出た事柄であるというものだった。

ところが最近、米国ハーバード大学のハーバート・ビックス教授は、緻密な研究を通じて、昭和天皇が軍の最高司令官である大元帥としての役割を認識し、戦争の企画や戦術に影響力を行使していたことを突き止め、天皇には日本の降伏の時期を遅らせた責任があると主張している⁽²⁴⁾。今後、日本でも天皇の戦争責任論に関し、賛否両論を含め、客観的・学問的な研究が行なわれるようになるのではなかろうか。

近年、日本の右翼人士らが、東京裁判を否定しようとする動きを見せており。また石原慎太郎東京都知事は、2005年9月5日付産経新聞のコラムで、「あの極東軍事裁判は、歴史的にも法的にも正当性を欠いていると私は思う」旨を主張した。さらに「つくる会」も、東京裁判とサンフランシスコ講和条約に基づいた戦後史観を自虐史観と決めつけ、自由主義史観に立脚した新しい歴史教科書を叙述すると主張している。それは東京裁判が勝者の裁きで、日本人の自尊心を奪い、

日本人が自らを犯罪人と認めて生きることを余儀なくしたと述べている。しかし日本にとって、東京裁判が天皇の戦争責任を不問に付し、戦後の平和国家構築の原点となったことを見落としてはならないだろう。

- (20) 若宮啓文「戦後政治におけるアジア認識」, "Japan Forum," 95春, 30頁。
- (21) 歴史教育者協議会編『日本の歴史と天皇』, 大月書店, 1994, 326頁。
- (22) かかる判断の主因は、敗戦直後、日本政府が軍部・外務省等が保管していた機密文書を組織的に焼却し、また重要文書を隠匿・隠蔽したからである。阿部浩己外「戦争・植民地支配責任をいかに果たすか」『世界』2001年6月号145~146頁。
- (23) 1948年10月7日、米国の国家安全保障会議は民主化と改革を重視した従来の対日政策を大きく変え、日本の経済的復興を最優先の課題とすることを決定した。吉田裕『日本人の戦争観』, 歴史評論社, 1995, 63頁。
- (24) Herbert P. Bix, "Hirohito and the Making of Modern Japan," Harper Collins Publishers, 2000, pp.493—494

(2) サンフランシスコ講和条約

日本と連合国との間で第二次世界大戦を終結させた対日平和条約は、1951年9月8日サンフランシスコにおいて、日本と48の連合国との間で署名され、翌52年4月28に発効実施された。一般的には署名地にちなんで、サンフランシスコ講和条約という。

アメリカなどの主要参戦国家は、当初かなり厳しい懲罰的な賠償政策をもって講和会議に臨んだが、最終的には懲罰もなく、賠償請求権も放棄した「非常に寛大な講和」となった。同講和条約は、天皇の戦争責任はもちろん、日本の戦争責任や無条件降伏などについて全然言及しておらず、日本の国際法学者さえきわめて異例の講和であると見なしている⁽²⁵⁾。

たとえばイタリアとの講和条約は、その前文に「ファシスト政権の下におけるイタリア国がドイツ国及び日本国との三国条約の当事国となり、侵略戦争を企て、連合国との戦争状態を引き起こした」と記述されている。これに対し、日本との平和条約の前文には「両者の間の戦争状態の存在の結果として今なお未決である問題を解決する平和条約を締結することを希望する」となっている。これは日本との平和条約が、復讐と懲罰の精神ではなく、和解の精神に基づいて締結されたからだといわれる。しかし、これも東京裁判と同じく、朝鮮戦争などの国際的な政治・軍事対立の尖鋭化に伴い、日本を自由主義陣営の一員として編入させておこうとするアメリカの政治的思惑に起因していた。

日本の戦争責任に関して、同条約第11条は「日本国は極東軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする」と規定しているが、これがすべてであった。

かくして、東京裁判と講和条約第11条とによって、日本では戦争責任問題についての二重基準が設定された。すなわち、対外的には講和条約第11条に規定された東京裁判の結果の受諾で、必要最低限の戦争責任を認めたが、対内的には戦争責任問題を事実上否定するか、または自衛戦争であったと強弁することとなる。このような二重基準に起因する思考が、しばしば日本では歴史教科書の歪曲や政治家の暴言となって露呈する⁽²⁶⁾。

戦争責任という観点からは、「寛大な講和」のお陰で日本は冷戦の最大の受益者となり、加害者としての自我を認識することなく国際社会に復帰した。日本政府は、サンフランシスコ講和条約及び二国間条約で、賠償問題・請求権問題はすべて解決ずみとの立場を堅持することになり、

司法も基本的にはその線に沿って現在も続く様々な訴えを斥けている。

韓国政府は、サンフランシスコ講和条約の署名の一員として参加すべく外交活動を積極的に展開した。講和会議開始の4年前の1947年3月27日、マッカーサー元帥は韓国代表の参加の可能性を示唆した。また駐韓ムッショウ(John J. Muccio)米国大使も、韓国政府が連合国の一員として平和条約に署名することになると言及していた。

にもかかわらず、日本やイギリスなどの反対に直面した米国国務省は、梁裕燦駐米韓国大使に対し、韓国は第二次世界大戦中、日本と正式な戦争状態に入っていたことを理由にあげ、韓国の講和会議の参加資格を否認した。ただし韓国は、対日講和条約の締結調印式にオブザーバーの資格で招請された。

韓国の講和会議それ自体への参加が挫折したこと、日韓併合条約締結の合法性や植民地支配の恩恵論など、戦前の日本人の帝国主義的な歴史認識が剥脱されないままとなり、戦後に至っても暗黙裡に継続されてしまった。また、韓国の対日請求権は、サンフランシスコ講和条約第14条に規定された戦勝国の賠償請求権とは異なるものとなった⁽²⁷⁾。

(25) 国際法学会編『平和条約の研究』(上巻), 1952, 41~42頁。

(26) 1995年6月、渡辺美智雄外相は、日本は韓国を統治したが日韓併合条約は円満に締結された国際条約であり、法律的には植民地支配にあたらないと発言した。

(27) それはサンフランシスコ講和条約第4条の規定による。

IV. 日韓関係の反省と謝罪をめぐる歴史認識

(1) 国交正常化交渉

1951年10月に第一次日韓予備会談が開始されてから、延々約14年間のマラソン会談の末に、ようやく1965年6月20日に東京で「日韓基本関係条約」と附属議定書が署名され、同年12月18日の発効により両国国交は正常化した。

日韓国交正常化にあたり、両国間で最後までもめた難題は日本の植民地支配の法的性質にかかるものであった。すなわち「朝鮮人民の奴隸状態」⁽²⁸⁾をもたらした旧条約の無効の時点はいつかである。最初から無効であれば、日本の植民地支配は非合法であったことになるが、条約が合法的に締結されたのであれば、日本の植民地支配は国際法上は合法であったことになる。

この問題は、1965年2月17日に訪韓した椎名悦三郎外相と李東元外務長官の会談で、解決へ向けて大きく進展した。椎名外相はソウルに到着後、「両国間の久しい歴史の中に、不幸な期間があったのはまことに遺憾千万であり、深く反省する次第である」との声明を発表した。戦後、日本政府の高官が韓国統治に関して公式に謝罪したのはこれが初めてであった。この発言は、韓国国民の正常化交渉反対の世論を緩和させた。もとより椎名外相の反省表明は、反省の主体が定かでないという問題があるが、日本の謝罪表明におけるモデルとして肯定的に評価されたのである。

日韓基本関係条約の締結にあたり、韓国側は旧大韓帝国と日本国間で締結されたすべての条約は、強圧によって締結を余儀なくされたのであるから、そもそも当初から無効であると主張した。条約の文言としては、国際法上の最も強い表現である“null and void”を貫徹しようとした。日本側は、旧条約はサンフランシスコ講和条約で初めて無効化した、との主張を曲げなかった。長い交渉の結果、「無効であると確認する」という表現に「もはや」(already)を付け加えて妥結した。一つの副詞「もはや」の追加で、旧条約の無効時点は、両国それぞれの便宜で、「鼻にかければ鼻飾り、耳にかければ耳飾り」⁽²⁹⁾となる解釈の可能性が生じた。しかし外交の実務に携わ

ってきた者の一人として、筆者には対立する二国間での外交交渉の結果は、このような玉虫色の妥協の産物にならざるをえないようにも思われる。

韓国内では、日韓基本関係条約の文言に関して、そこに植民地支配への言及や謝罪や反省が見られないとの批判がいまだに聞かれる。国交正常化後40年を経過した今でも、日本の謝罪や賠償を要求する世論は継続的に蒸し返されているのである。

- (28) 1943年12月1日に発表されたカイロ宣言は、日本による韓国の植民地統治について、
“The enslavement of the people of Korea”と記している。
- (29) 金東祚『回想30年韓日会談』、中央日報社、2004、90～95頁。

(2) 日本による謝罪・反省の表明

日本政府は、国交正常化当時は、植民地統治の不法性を認めることを頑強に拒否していた。しかし国内外の情勢の変化から、しだいに謝罪を表明せざるをえない状況に追い込まれていった。1983年の中曾根政権から現在の安倍政権に至るまで、歴代の首相が20余回にわたって過去の韓国に関して謝罪・反省の意を公式に表明し、天皇も4回過去の歴史を謝罪した⁽³⁰⁾。日本の謝罪と反省には、天皇のお言葉、首相や外相を始めとする行政府高官の表明、国会決議や首相談話、日韓共同宣言、などの形式がある。これらを以下において順に検証する。

- (30) 韓国外交通商部『日本概況』(付録)、2004、90～92頁。

ア) 天皇のお言葉に見る過去の謝罪

日本の天皇が初めて謝罪の旨のお言葉を述べられたのは、1984年9月6日である。この日、日本を公式訪問した韓国の全斗煥大統領のために昭和天皇が主催された晩餐会が開かれた。天皇は晩餐会でのお言葉で、「今世紀の一時期において、両国の間に不幸な過去が存したことは誠に遺憾であり、再び繰り返されることはならない」と述べられた。これは1965年2月の椎名外相の謝罪表明に似ているが、その差は「深く反省する」との文言がなかったことである。韓国では、この天皇のお言葉は一定の評価をされたものの、「不幸な過去」に対する責任の主体が不明確であり、「遺憾」という曖昧模糊とした表現を批判する論調が強かった。

このような韓国の否定的な反応を考慮してか、1990年5月の盧泰愚大統領の訪日の時は、天皇は晩餐会でのお言葉として「日本によってもたらされたこの不幸な時期に、韓国の人々が味わった苦しみを思い、私は痛惜の念を禁じえない」と述べられた。この謝罪も韓国では、やはりある程度評価されたものの、責任の主体は明らかでも日本人にも馴染みの薄い「痛惜」という表現を使われたことで、謝罪の意味を弱くしたとの批判を免れなかった。

その後、1994年3月の金泳三大統領や、1998年10月の金大中大統領訪日の際にも、天皇はそれぞれの晩餐会でお言葉を述べられた。それは日本が朝鮮半島の人々に多大な苦痛をもたらした一時期があり、これに対して深い悲しみの思いを持っているという旨を述べられ、謝罪の念を表明されたものである。

憲法上、政治的行為が禁じられている象徴である天皇が、過去の謝罪をするのには自ずから内在的な限界があるだろう。日本の歴史と文化における天皇の占める比重の重さを考慮すれば、天皇が4回も韓国に関して謝罪を表明されたお言葉を述べられた意義は、けっして軽くはないだろう。

イ) 歴代首相の謝罪表明

1965年6月の日韓国交正常化以降、1980年7月に鈴木善幸政権が登場するまで、歴史認識問題が日韓で外交問題とされることはなかった。開発独裁型の朴正熙軍事政権下では、過去の歴史認識問題は封印されたまま棚上げされていた。

1982年6月26日、日本の報道機関が、文部省による教科書検定の強化によって、日本の中華人民共和国への「侵略」を「進出」と書き換えさせ、また韓国の3・1独立運動が「暴動」という表現で残されたままになっている、と一斉に報じた。これらの報道により、中国と韓国の強い反発を招いていわゆる「教科書問題」が惹起した。結局、鈴木首相は謝罪し、教科書図書検定審議委員会が11月17日、近隣のアジア諸国との歴史的事象の取り扱いには、国際理解と国際協力の見地から必要な配慮をする旨、現行の基準に加えると答申し、記述是正の措置を決定した。これがいわゆる「近隣諸国条項」といわれるものである。

鈴木首相に続いて1982年に執権した中曾根康弘政権は、「戦後政治の総決算」を唱えて、積極的に韓国との関係増進へ動き出した。中曾根首相は1983年1月、日本の首相として戦後初めて訪韓し、「日韓両国の不幸な歴史を厳粛に受け止める」との、過去に関する謝罪を表明した。これもやはり椎名外相の声明と同レベルであった。

1984年9月の全斗煥大統領の訪日に際しては、中曾根首相は「今世紀の一時期、日本が韓国国民に対して多大な苦難をもたらしたあやまちに対し、深い遺憾の念を覚える」と、謝罪の意志を表明した。後任の歴代首相は、おおむねこの水準の反省と謝罪を繰り返すことになる。ここで注目すべき点は、「謝罪する」との明白な表現ではなく、曖昧な「遺憾」にとどまっていることである。「遺憾」が「謝罪」の表現にとって代わられるのは1990年代になってからである。1990年代の初頭から、内外の諸情勢が急変したからだ。冷戦の終息、アジア諸国の経済成長による国際的な発言力の増大、韓国における開発独裁軍事政権に代わっての民主化、国際社会の人権に対する関心の増大などが、日本としても歴史認識問題を直視せざるをえなくした。

1992年1月、訪韓した宮沢喜一首相は、国会演説で「歴史上一時期、日本が加害者であり、韓国が被害者であった」と言及し、さらに従軍慰安婦問題に関して、「従軍慰安婦募集などで、軍が何らかの形で関与していたことは否定できない。ここで筆舌に尽くしがたい苦しみを与えたことに対して、衷心よりおわびと反省をしたい」と、慰安婦の存在を公式に認めて謝罪した。これは心を込めた誠実な謝罪として、高く評価できるだろう。

1993年8月、自民党の長期政権が崩壊してから成立したのが、非自民の細川護熙首相の率いる内閣であった。細川首相は就任後、初の記者会見で太平洋戦争について、「私自身は侵略戦争で、まちがった戦争であったと認識している」と発言し、大きな衝撃を与えた。さらに同年11月の訪韓において、金泳三大統領との首脳会談で、日本語の強制・創氏改名・神社参拝の強制・慰安婦問題などを挙げながら、「加害者として深く反省し、陳謝する」と謝罪した。細川總理の謝罪発言は、歴代首相の発言中、最も踏み込んだ内容であり、歴史認識問題の解消へ向けて大きな一步を踏み出した。しかし細川政権も、戦後補償に踏み出すことはせず、サンフランシスコ講和条約および各国との二国間条約において、請求権の問題は解決すみであり、個人補償などはできないという従来からの政府見解を踏襲した。

日本国内では、細川発言に対する危機感から、自民党に「歴史検討委員会」が組織され、「つくる会」の主要人物である西尾幹二氏らが招かれ、歴史認識の理論武装が行なわれた。同委員会に参加した若手議員たちは、「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」（中川昭一代表、安倍晋三事務局長）を結成し、「つくる会」と手を結んで、扶桑社の歴史教科書を支援する勢力となつた。

ウ) 戦後50年の国会決議と村山首相の談話

1994年6月、自民党・社会党・新党さきがけの3党間の妥協で、村山富市社会党委員長が、首相として就任した。村山政権の出帆を前にして、与党3党は戦後50年の節目の年である1995年に、過去の戦争を反省する国会決議の採択に合意する一方、社会党は自衛隊の憲法上の地位を認め、日米安保体制を受容することにした。

1994年7月、村山首相は衆議院本会議で、「自衛隊は憲法が認めるものと認識し、日米安保体制は必要である」との見解を表明した。社会党の基本政策の大転換であり、社会党の閉幕を示唆する宣言であった。からうじて1995年6月9日、戦後50年を期して衆議院は、「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」を採択した⁽³¹⁾。当初は不戦決議として構想されたが、結局採択された決議に「不戦」の文字はなく、日本の植民地支配を世界近代史における欧米の植民地支配と連携づけるものとなり、「侵略行為」に代え「侵略的行為」とした表現で、責任意識と反省の意味を希薄にしてしまった。

この決議は社会党と自民党間の妥協の産物であり、過去の清算という当初の目論見とは乖離したものとなってしまった。加えて、新進党や共産党の欠席により、衆議院での決議は過半数に満たない約230人の賛成によってからうじて成立した。しかも参議院への送付は見送られたため、衆議院だけの決議となった。日本政治家の歴史認識の限界を露呈した実例といえよう。

村山首相は国会決議が中途半端に終わったため、同年8月15日に特別談話を発表し、「日本の植民地支配と侵略によって、多くの国とりわけアジアの諸国民に多大な損害と苦痛を与えたことに対し、痛烈な反省の意と心からのお詫びの気持」を表明した。この「村山談話」は、それ以後の歴代内閣においても日本政府の公式見解になっている。安倍首相も2006年10月の国会での代表質問への答弁で、この談話を引用し、「政府の認識」に変わりないと明言した。

(31) 1994年12月、一部の自民党国會議員は、国会決議を阻止するため「終戦50周年国會議員連盟」を結成し、太平洋戦争は自衛戦争であり、アジアの解放のための戦争であり、反省や謝罪の必要はないと主張した。

エ) 日韓パートナーシップ共同宣言

1998年7月、富国有徳を標榜した小淵恵三政権が誕生した。同年10月に訪日した金大中大統領と小淵首相は、両国の友好協力関係をより高い次元へ発展させ、21世紀に向けた新たなパートナーシップを構築するための共同宣言を打ち出した。それは過去の両国の関係を総括し、現在の友好協力関係を再認識するとともに、未来の両国関係を展望したものであった。共同宣言以外に、具体的な行動計画も同時に発表された。

この宣言で小淵首相は、「わが国が一時、韓国国民に対して、植民地支配により多大な損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受け止め、これに対し痛切な反省と心からのお詫び」を述べた。金大統領は、かかる小淵首相の歴史認識の表明を真摯に受け止め、これを評価すると同時に、両国が過去の不幸な歴史を乗り越えて、和解と善隣友好協力に基づく未来志向的な関係を発展させるため、お互いに努力することが時代の要請である旨を表明した。小淵首相の謝罪は、従来の一方的な謝罪・反省表明とは異なり、両国首脳間の「共同宣言」という文書に明記された点に特別な意味があるだろう。

共同宣言の内容は、過去の清算、韓国における日本の大衆文化解放、2002年のサッカー・ワールドカップの共催予定などで、日韓関係の最良の時期が到来した。1999年の日本の総理府による外交に関する世論調査では、韓国に「親しみを感じる」とする割合(48.3%)が、「親しみを感じ

じない」とする割合（46.9%）を、1988年のソウル・オリンピック大会以来10年ぶりに上回り、日韓の真の和解への期待感が高まった。

2003年6月、東京で盧武鉉大統領と小泉首相は、「共同宣言の精神に沿って両国が過去の歴史を直視し、21世紀において未来志向的な関係発展のために、ともに前進することについて認識の一致をみた」との共同声明を発表した。しかしこのような誓いにもかかわらず、日韓双方でナショナリズムを煽りやすい歴史認識問題・領土問題などが次々と浮上し、日韓関係は閉塞感が支配的となった。未来志向的であるべき日韓関係は、そのベクトルが一時的に逆向きとなり、すっかり過去志向的となってしまったかのようである。

今や日本の安倍首相と韓国の盧大統領には、日韓関係の修復という期待が、日韓両国の国民から強く寄せられている。北朝鮮による核実験の実施は、日韓関係が再強化されなければならない現在、恰好の好機を提供しているだろう。

V. 結語：未来志向的関係構築への提言

韓国の歴史には、1910年から36年間の日本の敗戦までの期間、日本から植民地支配を受けた厳然たる事実がある。この間、日本文化が強要され、日本的な名前すら強要された。だが、いまだに多くの日本人が、こうした過去の日本が現実に犯した過ちと、それによって傷つけられた韓国人の心情を直視し理解しようとしない。これが日韓関係をギクシャクさせる根源となっている。日本が韓国で植民地支配を強行したという歴史的事実は、現在でも韓国人の心理ではトラウマ（心的外傷）としてズキズキ痛む深い古傷なのだ。

しかし、そうは言っても日韓両国は隣国同士である。地理的に両国はここから逃げ出すことはできない。「離婚は不可能だ」というのが、日韓関係に関する筆者の持論である。未来を志向して日韓間で友好協力関係が強化されれば、両国にとっては疑いなく有益である。ではどうすれば、日韓関係が未来志向的に発展するだろうか。それは次の5点に要約できるだろう。

第一に、歴史認識の共有化である。植民地支配が「悪」であったとする判断は、今日の国際社会では基本的な常識である。日本は国全体として一時、韓国への不当な植民地支配を強行し、甚大な損害と苦痛を与えたとの歴史認識を、日本の公教育の現場で青少年に徹底すべきだろう。

幸いなことに、近年民間レベルで歴史認識の共有作業が活発化している。2004年末には、韓国・日本・中国の歴史学者と市民が共同執筆した『未来をひらく歴史』という副教材が出版された。また日本と韓国の高校教師の共同作業で、歴史の副教材として『朝鮮通信使』が発行された。こうした国際的な共同研究が、古代・中世・近現代史の広い領域でさらに充実・強化されるべきだろう。

第二に、日韓関係には複合的な視点からの総合的な判断・検討が不可欠という認識である。相互依存関係が深まっている現代の日韓関係を、歴史認識が多少異なるからといって、全面的に断絶するのは断じて得策とは言えない。国家間の関係とは、政治・外交関係に限定されない。それ以上に経済や文化的な関係も重要だ。もはや日韓関係は、トップの指導者が変わると同時に歴史認識をめぐって無用な混乱が引き起こされるべきではない。

日韓両国の草の根レベルの市民間の相互連帯こそ、未来志向の日韓関係を構築してゆく原動力であろう。今や日本人の希望する海外渡航先のトップは、ハワイを抜いて韓国が第1位に浮上している。また扶桑社の歴史教科書の2006年度における採択率は、わずか0.4%に止まっている。これは大部分の日本人が、韓国を成熟した視点で見ている証拠であり、両国間の市民レベルの交流が大きく前進しているがゆえである。

第三に、韓国人は、日本の植民地支配に由来するトラウマ解消の正攻法を模索すべきだろう。たしかに日本に謝罪や反省を表明すれば、そのつど多くの韓国人が一時的に溜飲を下げるのは事実だ。しかしこれは一時の対症療法でしかない。それは他律的で、日本の出方次第では逆効果にもなりかねない危険性を秘めている。病原を根絶する根源的な心理療法は別の方法である。その方法とは、言うまでもなくトラウマそれ自体のカタルシス（浄化）だ。現代の精神医学でのトラウマのカタルシス法の一つは、悲惨な過去の出来事を思い出して何度も再体験し、感情を発散・沈静化させ、それを分析し、高度な視点・意識から現在の自分に統合してしまうことである。そして、復讐ではなく、理解と許しが最良のトラウマ解消法であろうことは言うまでもない。

韓国人は、ともすれば過去の歴史的事実に引きずられて、現在の日本もまた従来の植民地支配を強行した「許されざる国」だと、無意識的に判断しがちである。つまり過去の日本の歴史が、現在の韓国人の心理に「投影」されている。しかし、このような時間軸を混乱した判断は、現在では客観的に見ればやや感情的すぎるだろう。等身大の現代日本が、韓国でも言葉の真の意味においてもっと批判され、真摯に検討・研究されるべきではないだろうか。現在の日本は、もはや過去の日本ではない。

第四に、日韓関係が現代の学問的知見との整合性を持って語られるべきだろう。日本がかつて、天孫降臨の神話を韓国に押し付けたのは、明らかに現代の自然科学とは反する。神話は事実ではない。誤差±2億年以内で137億年前に起きたビッグバンが、宇宙の開闢の瞬間であるとするのが現代科学の宇宙論（cosmology）の常識だ。ビッグバン理論は「標準理論」（standard theory）といわれ、ほとんどの科学者が真実と認めている。『古事記』や『日本書紀』は、その冒頭の世界・宇宙創世の記述からして神話であることは明白だ。かつて津田左右吉博士がいみじくも指摘したように、記紀は皇室の支配を正統化するためのフィクションであった。もちろんそれらの歴史書の古典としての価値は、まさに歴史認識としても否定されるべきではない。問題なのは、日本はその古典に記された神話の内容を国家レベルで原理主義的に真実だと思い込み、その考え方を、自国においても韓国においても人々の自由意志を無視して、ひたすら一方的に強要した過去の歴史である。科学的・学問的な真実と神話とでは明らかに次元が異なる。両者の混同はカテゴリー・エラー（範疇錯誤）だ。今後の日韓関係は、政治的な神話やドグマから離れた成熟した段階へと進むべきだろう。

第五に、日韓中3国のリーダーの信頼関係の構築である。幸いなことに、1999年ASEAN+3首脳開催をきっかけに、日本の提議で始まった韓日中首脳会議という場が用意されている。これを十分に活用し、個人の間はもちろん国家間の信頼関係がより強固なものへと育っていくことを願ってやまない。信頼関係の構築こそ、東アジア共同体の模索という長い道のりの重要な第一歩であるからだ。

歴史認識の問題は、歴史と時間に解決をゆだねるほどの忍耐心を發揮すべきであろう。経済的相互依存の高さ、年間1000万以上が3カ国を行き交うという人的交流の多さを思うにつづけ、3カ国の協力が不可欠であるという共通の認識をもち、長期的かつ大局的な次元で対応すべきであろう。

以上のような5点の再認識が、日韓関係を未来志向的に構築してゆくカギなのではないかと思われる。